

「統計改革を推進し、国民や統計ユーザーの視点に立った公的統計を作成するとともに、統計の利活用を通じて、統計の質を向上させること」について

令和7年11月

政策統括官（統計・情報システム管理、労使関係担当）付参事官付統計・情報総務室
[統計改革関連（EBPMを除く）]

政策統括官（総合政策担当）付政策立案・評価担当参事官室
[EBPM関連]

1. 政策の名称

「統計改革を推進し、国民や統計ユーザーの視点に立った公的統計を作成するとともに、統計の利活用を通じて、統計の質を向上させること」（XIV-1-2）

基本目標XIV：国民に信頼される厚生労働行政を実施すること

施策大目標：業務運営の適正化を図ること

2. 評価結果等

（1）施策の目的・目標

統計法（平成19年法律第53号）の全面改正に伴い、公的統計は「国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報である」と定義し直され、それを司る同法は「国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的」とすることとされた。このように、統計情報は国民から負託された「財産」であり、それを直接利用している政策担当者や研究者、事業者だけのものではなく、すべての国民にとっての共有財産であると位置付けられた。

しかしながら、平成31年に毎月勤労統計調査で不適切な取扱いを公表し、これを踏まえ厚生労働省は、令和元年8月に「厚生労働省統計改革ビジョン2019」（以下「ビジョン」という。）をとりまとめ、ビジョンの着実な実施を通じて統計改革を推進し、真に国民や統計ユーザーの視点に立った公的統計を作成できる組織を構築することを目指している。

【別紙1 厚生労働省統計改革ビジョン2019】

(2) ビジョンに盛り込まれた具体的取組

ビジョンの内容は多岐にわたることから、統計改革の推進に当たり、すぐには実行するもの、中長期的に取り組んでいくものといったように実現に要する時間・費用などに応じて整理した工程表（以下、厚生労働省統計改革ビジョン2019工程表のことを「旧工程表」という。）を作成し、旧工程表に基づいて継続的に改革の進捗管理を行うこととされた。厚生労働省としては、「厚生労働省統計改革検討会」に取組の進捗状況を報告し、外部有識者により確認していただくこととなっている。

【別紙2 厚生労働省統計改革ビジョン2019工程表】

また、旧工程表の工程を令和8年度まで延伸するとともに、令和4年8月に統計委員会から建議された「公的統計の総合的な品質向上に向けて」（以下「建議」という。）において提案されている取組も踏まえて、同年12月に「厚生労働省統計改革工程表」（以下「新工程表」という。）を策定した。

【別紙3 公的統計の総合的な品質向上に向けて】

【別紙4 厚生労働省統計改革工程表】

旧工程表及び新工程表に基づき、「目標」及び「令和6年度に取り組む事項」を以下のとおり設定している。

① ガイドラインの作成とPDCAサイクルの着実な実施

ア 目標

統計作成プロセスの透明化を図るとともに、適正な業務ルールに基づく業務遂行を徹底することにより、統計の品質保証を推進する。

イ 令和6年度に取り組む事項

- ・ 各統計調査の業務マニュアル点検の結果を取りまとめた業務結果報告書（令和6年3月委託業者作成）（以下「業務結果報告書」という。）における提案内容を踏まえ、統計業務の一連のプロセス（統計の企画から集計・公表、データ保管等）を可視化した厚生労働省統計標準ガイドライン（以下「標準ガイドライン」という。）を改正する。
- ・ 各統計調査の業務マニュアル点検の結果等を踏まえ、順次、業務マニュアルの改定を行う。
- ・ PDCAサイクルによる公的統計の品質確保・向上のためのガイドライン等に基づいて、統計調査の調査計画の履行状況や統計の品質確保・向上の観点について点検・評価を行う。
- ・ 調査員の業務の履行状況を厚生労働省が直接確認する取組であるコンプライアンスチェックを実施する。
- ・ 調査実施機関との意見交換など、関係者間の連携確保を行う。

② 情報システムの適正化

ア 目標

汎用性が高く、容易に改修等ができるシステムに計画的に移行するとともに、デジタル技術を活用することにより、被調査者の負担軽減と利便性向上を図るとともに、職員による手作業の削減と正確性の確保、業務の効率化を推進する。

イ 令和6年度に取り組む事項

- ・ 次期統計処理システムについて、「クラウド利用の推進」を最優先事項として、更改作業（工程管理、設計・開発等）を進める。
- ・ 毎月勤労統計システムについて、新集計プログラム（C++）により毎月の集計を行う。

③ 組織改革・研修の拡充等

ア 目標

「開かれた組織」への変革と「外部チェック機能の強化」等に向けた取組を進める。また、統計人材の計画的な育成に取り組み、統計部局を中心に省内の統計業務の実施体制の充実を図るとともに、研修等を通じて幹部を含む全職員の統計リテラシーの向上等を図る。

イ 令和6年度に取り組む事項

- ・ 「開かれた組織」、「外部チェック機能」の強化を図るため、組織・体制の継続的な整備を行う。
- ・ 統計データアナリスト及び統計データアナリスト補を育成する。
- ・ 誤りの発見、報告及び対応を適切に行った職員への人事評価方策を検討する。
- ・ 厚生労働省における統計の人材育成基本方針に基づく計画的かつ体系的な研修を実施する。
- ・ 統計人材プロフィール等を活用し、統計人材の計画的なキャリアアップを推進する。

④ データの利活用・一元的な保存の推進

ア 目標

利活用の拡大は、統計の改善を促すとともに、結果数値等の誤り発見の観点からも有効であることから、オンサイト施設や匿名データの活用なども含め、統計データの一層の利活用の促進に向けた取組を推進する。

イ 令和6年度に取り組む事項

- ・ 個票データの二次利用について、利活用促進策（広報の充実等）を実施する。
- ・ 「オンサイト利用システム」への調査票情報（データ）の登録を計画的に進める。
- ・ 事業所調査の匿名データの作成。
- ・ 届出情報を活用したプレプリントの検討・導入。

⑤ EBPM の実践を通じた統計の利活用の促進

ア 目標

一連のプロセス（政策の立案・評価・見直し）において、証拠に基づく政策立案の基本的な考え方による取組が自然と行われるよう定着を進め、政府部内・部外における政策議論を通じて、政策の質の向上につなげる。

イ 令和6年度に取り組む事項

- ・ 現状や政策課題を迅速かつ的確に把握し、有効な対応策を選択し、その効果を検証するため、EBPM 取組方針に基づき、EBPM の取組を実施する。

- EBPM よろず相談を実施し省内職員からの相談に対応するとともに、EBPM 基礎研修及び応用研修等を実施する。
- 若手・中堅職員の統計データに係る分析手法の習得等を主たる目的として、若手・中堅プロジェクトチームにおいて、分析テーマを設定して分析を実施し、その結果を順次、厚生労働省HP等で公表する。
- (独)労働政策研究・研修機構(JILPT)と連携し、EBPMセミナーを開催する。

(3) 評価の観点

旧工程表及び新工程表に照らし計画どおりに統計改革が進展しているか自己点検するとともに、厚生労働省統計改革検討会に統計改革の進捗状況を報告した際と同検討会による意見も参考にしながら評価を行う。

(4) 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

- 厚生労働省統計改革ビジョン 2019 (ビジョン)
- 厚生労働省統計改革ビジョン 2019 工程表 (旧工程表)
- 公的統計の総合的な品質向上に向けて (建議)
- 厚生労働省統計改革工程表 (新工程表)
- 「厚生労働省統計改革工程表の進捗状況等」(第7回及び第8回厚生労働省統計改革検討会資料。以下「進捗状況報告」という。)

(5) 政策評価の把握の手法及びその結果

① 把握手法

上記(2)に記載の「目標」及び「令和6年度に取り組む事項」に対して、進捗状況報告等により取組状況を整理する。

② 結果(令和6年度の具体的な取組内容)

ア ガイドラインの作成とPDCAサイクルの着実な実施

- 業務結果報告書において、問合せ対応の記録、秘匿処理や結果表審査のマニュアル化などが提案されていることを踏まえ、令和7年3月に標準ガイドラインの一部改正を行った。
- 全86統計について、業務マニュアル点検の結果、業務結果報告書等を各統計所管課室に提供し、順次、業務マニュアルを改定するよう周知した。
- PDCAによる点検・評価は、予定していた36調査全てについて完了した。不整合が見つかった統計調査については重点検証を行い、検証結果を踏まえた調査計画の改善、作業工程の見直し等につながった。また、統計の品質確保・向上の観点から、オンライン調査の導入等に伴う調査計画の見直し・改善、業務マニュアルの整備・充実・改善等の見直し・改善が行われていることを確認した。
- コンプライアンスチェックについては、2調査について実施し、結果の取りまとめを行った。

- ・ 全国厚生統計主管課担当者会議を開催するとともに、都道府県等統計主管課（部）長会議へ参加し、調査実施機関との連携を確保した。

イ 情報システムの適正化

- ・ 次期統計処理システムについて、クラウド化による運用経費の削減効果や機能追加の容易さなどから、「クラウド利用の推進」を最優先事項として更改作業（工程管理、設計・開発等）を進めた。
- ・ 毎月勤労統計システムについては、令和5年度から C++（新集計プログラム）へ完全移行し、毎月の集計を行っている。

ウ 組織改革・研修の拡充等

- ・ 政策企画官（民間登用）や統計品質管理官を引き続き配置することなどにより、組織・体制の継続的な整備を行った。また、毎月勤労統計調査及び縦断調査の改善に関するワーキンググループの開催を通じ、外部有識者と相談できる体制を確保した。
- ・ 令和8年度までに、統計データアナリスト10名、統計データアナリスト補34名を育成・配置することを目標としているところ、令和6年度末までに、統計データアナリスト11名、統計データアナリスト補42名が認定された。
- ・ 統計部局において、令和5年度から誤りの発見等を適切に行った者への人事評価を試行的に実施している。
- ・ 令和6年度統計研修方針に基づき、全職員研修、幹部職員（指定職）研修、統計調査所管課室長研修など、計17コースの研修を企画・実施した。
- ・ 統計人材の計画的なキャリアアップに資するよう、統計人材プロフィール等を活用した。

エ データの利活用・一元的な保存の推進

- ・ 厚生労働省ホームページに、申請様式の記載例を掲載して、申請者の必要書類作成の支援、審査の効率化を図った。
- ・ 従前各省庁が個別に行ってきた二次利用手続を一元的に処理する「オンライン利用システム」へのデータ登録を進めたことで、利用者からの二次利用の申出が多い統計調査については、全て当該システムを通じて利用が可能となった。
- ・ 賃金構造基本統計調査の匿名データについて、平成27年及び平成28年の2か年分を作成し、令和7年度に提供を開始した。
- ・ 介護サービス施設・事業所調査の更なる負担軽減のため、令和6年度に、介護保険総合データベース等の行政記録情報の活用による調査項目の代替可能性を把握・検証する調査研究を実施した。

オ EBPM の実践を通じた統計の利活用の促進

- ・ EBPM 取組方針に基づき、予算プロセスを中心に EBPM の取組を実施した。

予算事業については行政事業レビューシートを活用し「基礎的なEBPM」を実践した。

過年度の効果検証対象事業の2事業について、実際の統計等データを用いて効果検証を実施した。

厚生労働省のEBPM推進に係る有識者検討会において、令和6年度の実施状況を検証し、検証結果を取りまとめ、厚生労働省ホームページで公表した。

- EBPM よろず相談窓口にて22件の相談に対応し、アウトプット・アウトカム指標の精緻化や効果検証方法について、理解促進を図った。また、EBPM 基礎研修で35名、EBPM 応用研修で23名が受講した。
- 省内若手・中堅プロジェクトチームにおいては、42名のメンバーが参加し、分析作業を実施した。
- (独)労働政策研究・研修機構(JILPT)と連携し、EBPM セミナーを開催した結果、99名が受講した。

カ 厚生労働省統計改革検討会への報告

令和7年10月27日に第8回厚生労働省統計改革検討会を開催し、令和6年度下半期分及び令和7年度上半期分の統計改革の取組を報告し、進捗状況に問題ないことを外部有識者にご確認いただいた。

【別紙5 厚生労働省統計改革工程表の進捗状況等（令和6年10月18日第7回厚生労働省統計改革検討会）】

【別紙6 厚生労働省統計改革工程表の進捗状況等（令和7年10月27日第8回厚生労働省統計改革検討会）】

(6) 政策評価の結果

厚生労働省では、旧工程表及び新工程表に基づき、令和6年度分の統計改革の取組が着実に推進されていることが確認できた。また、同取組の内容は、厚生労働省統計改革検討会において外部有識者に報告され、進捗状況に問題ないことを外部有識者にご確認いただくとともに、更なる改善や工夫のご提案を頂いている。このような点を踏まえ、国民や統計ユーザーの視点に立った統計改革が推進されているものと評価できる。

3. 今後の課題と取組の方向性

新工程表等に基づき、厚生労働省の統計改革を引き続き進めていくとともに、厚生労働省統計改革検討会に進捗状況等を引き続き報告する。